

株式会社海外需要開拓支援機構法案(閣法第三二号)(衆議院送付) 要旨

本法律案は、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動に対し資金供給その他の支援等を行うことにより、これらの事業活動の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資することを目的とする法人として、株式会社海外需要開拓支援機構(以下「機構」という。)を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、機構の設立等

機構は、経済産業大臣の認可により、一を限り設立されるものとする。また、政府は、常時、機構の発行済株式総数の二分の一以上を保有しなければならない。

二、機構の組織

機構に、取締役である委員三人以上七人以内で組織する海外需要開拓委員会(以下「委員会」という。)を置くこととし、委員会は、支援の対象となる事業者(以下「対象事業者」という。)及び支援内容の決

定、株式等又は債権の処分の決定、機構の業務運営に関する重要事項の決定を行う。

三、機構の業務

機構は、その目的を達成するため、対象事業者に対する出資、資金の貸付け、債務の保証、専門家の派遣、助言等の業務を営み、支援を行おうとするときは、経済産業大臣が定める支援基準に従って、その対象事業者及び支援内容を決定しなければならない。また、機構は、平成四十六年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の処分を行うよう努めなければならない。

四、財務及び会計

政府は、機構の社債又は資金の借入れに係る債務について保証契約をすることができる。

五、監督等

経済産業大臣は、機構の役員を選任及び予算等の認可のほか必要な監督を行うとともに、機構に対し、報告の徴収、立入検査等を行うことができる。

六、附則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。